

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起きがた日は、
翌日の翌日)

目次

◇告示 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（税務課）

保険医療機関等の指定（保険課）

基本測量の終了（管理課）

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）

都市計画法第六十六条による告示（〃）

鳥取県告示第二百九十六号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年四月十七日

鳥取県知事 西尾邑 次

告示

鳥取県告示第二百九十五号

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第一百二十九条の三第二項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成十年四月十七日

鳥取県知事 西尾邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おくだこどもクリニック	鳥取市湖山町東三丁目六七	平成十年四月一日
吉田医院	東伯郡泊村大字泊七五〇	平成十年四月一日
みやじ歯科	米子市両三柳一七四〇	平成十年四月一日
やまもと歯科医院	倉吉市東町三五一一一	平成十年四月一日
坂本医院	鳥取市元町二七二	平成十年四月一日
山本外科内科医院	鳥取市木広温泉町一二五	平成十年四月一日
医療法人前嶋眼科医院	鳥取市元町一二六	平成十年四月一日

ノゾ医院	岩美郡国府町大字宮ノ下二七八	平成十年四月十日
石津クリニック	倉吉市昭和町一丁目二二〇	平成十年四月十一日
ばくろうまち薬局	米子市博労町二丁目二三三二一一	平成十年四月一日
株式会社太陽堂薬局	倉吉市上井二七一	ク
武本薬局あげい店	倉吉市伊木二〇一十四	ク
ゆたに薬局	鳥取市吉成二〇六一	ク
コスモス薬局	米子市尾高二七七五一一	ク
有限会社アオト薬局	米子市榎原一八八八一六	ク
うさぎ薬局	岩美郡国府町大字糸谷八一三	ク
にしむら薬局	八頭郡船岡町大字船岡五七六一一	ク
もりた薬局	鳥取市吉方町一丁目四三八一五	平成十年四月十日

鳥取県告示第二百九十七号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（二万分の一地形図作成）
- 二 作業地域 鳥取市及び岩美郡国府町

鳥取県告示第二百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画伝統的建造物群保存地区 倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第二百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年四月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三・四・二十号車尾目久美町線及び三・四・十八号米子駅目久美町線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目三二〇

四 事業地

- 1 収用の部分 米子市道笑町四丁目、美吉字屋敷前田、字京女良及び字天場並びに
目久美町地内

- 2 使用の部分 なし